

公告第26号

経営管理権集積計画の策定について

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和3年3月23日

宇和島市長 岡原 文彰

1 経営管理集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集字1	三間町三間中間 671-1	371-5	山林	2.2692	10年 (2021.4.1～2031.3.31)	
集字1	三間町三間中間 672	371-6	山林	0.7714	10年 (2021.4.1～2031.3.31)	
集字1	三間町三間中間 673	371-7	山林	0.0191	10年 (2021.4.1～2031.3.31)	
集字2	三間町三間中間 675	371-8	山林	0.0266	10年 (2021.4.1～2031.3.31)	
集字2	三間町三間中間 676	371-9	山林	1.9540	10年 (2021.4.1～2031.3.31)	

2 縦覧場所 宇和島市産業経済部農林課

3 本公告により、宇和島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。